

無線機器型式検定規則に基づく試験方法

VHF 専用受信機

主要目次

I	検定規則の概要	3
1.	機器の構造及び性能の条件	3
2.	機器の機械的及び電気的條件	5
II	試験要領	8
1.	用語の定義及び試験条件	8
2.	機器の構造及び性能	9
3.	環境試験	10
4.	性能試験	15
III	改訂履歴	23

I 検定規則の概要

1. 機器の構造及び性能の条件

型式検定規則別表 1 号条文	該当規則等条文
1 F2B 電波 156.525MHz のみを受信するものであること。	<型式検定規則別表 1 号>
2 1 の (2) 及び (3) の条件に適合するものであること。	<p>1 の (2) 設備規則第 37 条の 28 の規定に適合するものであること。</p> <p><設備規則第 37 条の 28> 船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その筐体の見やすい箇所に、当該設備の発する磁界が磁気羅針儀の機能に障害を与えない最小の距離を明示しなければならない。</p> <p>1 の (3) 設備規則第 40 条の 8 第 1 項第 1 号 (ホ、へ及びトを除く。) の条件に適合するものであること。</p> <p><設備規則第 40 条の 8 第 1 項第 1 号 (ホ、へ及びトを除く。)></p> <p>一 一般的条件 イ 遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可聴及び可視の表示を行うものであること。 ロ 遭難通信又は緊急通信を受信したときは、手動でのみ停止できる特別の可聴及び可視の警報を発すること。 ハ 受信した遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合、当該内容を 20 以上記憶でき、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。 ニ 筐体の見やすい場所に当該受信周波数が表示されていること。</p>
3 設備規則第 40 条の 8 第 2 項第 2 号の告示で定める条件に適合するものであること。	<p><設備規則第 40 条の 8 第 2 項第 2 号の告示> <H2.9.18 告示第 570 号></p> <p>一 デジタル選択呼出専用受信機 (F1B 電波 2,187.5kHz のみを受信するための受信機、F1B 電波 2,187.5kHz 及び 8,414.5kHz のほか 4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz 又は 16,804.5kHz) のうち少なくとも一の電波を同時にまたは 2 秒以内に繰り返し受信するための受信機並びに F2B 電波 156.525MHz のみを受信するための受信機をいう。) は次の条件に適合すること。</p> <p>1 設備規則第 40 条の 5 第 1 項 2 号に規定する選択呼出信号が受信できること。</p>

	<p>2 受信のための同調操作が不要であること。</p> <p>3 受信機能が正常に動作していることを容易に確認できること。</p> <p>4 機械的雑音が少ないものであること。</p> <p>5 過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。</p> <p>6 露出した金属部分は、接地することができること。</p> <p>7 電源端子は、接地されていないこと。</p> <p>8 電圧 55 ボルトを超える電気（高周波の物を除く。）を通ずる導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。</p> <p>（一）遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。</p> <p>（二）遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が表示されていること。</p> <p>9 通常に取り付け位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。</p> <p>三 F2B 電波 156.525MHz のみを受信するための受信機は、第 1 項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。</p> <p>1 毎オクターブ 6dB のディエンファシス特性をもつものであること。</p>
--	---

2. 機器の機械的及び電気的条件

(1) 環境条件を規定する条文

検定規則別表第二号

試験方法		条件
1 振動	JIS F 0812 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1) 副次的に発する電波等の限度は、設備規則第 24 条の条件に適合すること。 (2) 設備規則第 40 条の 8 第 2 項第 1 号の条件に適合すること。 (電気的条件については、電気的条件を規定する条文参照のこと。)
2 連続動作	通常の使用状態で 24 時間動作させたとき。	
3 温度	JIS F 0812 の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。	
4 湿度	JIS F 0812 の「8.3 高温高湿試験」によること。	

VHF 専用受信機 (VR)

(2) 電氣的条件を規定する条文

検定規則別表第二号条文	当該規則等条文												
2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。													
(1) 副次的に発する電波等の限度は、設備規則第24条の条件に適合すること。	<p><設備規則第24条> 第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4nW以下でなければならない。 22 無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第1項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。 9kHzを超え1GHz以下 2nW以下</p>												
(2) 設備規則第40条の8第2項第1号の条件に適合すること。	<p><設備規則第40条の8第2項第1号> 2 F2B電波156.525MHzのみを受信するための受信機は、前項第1号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 受信装置の条件</p> <table border="1" data-bbox="657 1061 1430 1975"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="657 1061 986 1111">区別</th> <th data-bbox="986 1061 1430 1111">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="657 1111 817 1258">感度</td> <td colspan="2" data-bbox="986 1111 1430 1258">受信機入力電圧1μVの希望波信号を加えた場合における文字誤り率が1%以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 1258 817 1644" rowspan="2">実効選択度</td> <td data-bbox="817 1258 986 1644">スプリアス・レスポンス</td> <td data-bbox="986 1258 1430 1644">受信機入力電圧1.4μVの希望波信号を加えた状態の下で、中間周波数から希望波の3倍の周波数まで(希望波の周波数の±37.5kHz以内の周波数を除く。)受信機入力電圧4.47mVの無変調の妨害波を加えた場合において、文字誤り率が1%以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1644 986 1975">感度抑圧効果</td> <td data-bbox="986 1644 1430 1975">受信機入力電圧1.4μVの希望波信号を加えた状態の下で、400Hzの正弦波によって周波数偏移が3kHzになるよう変調された受信機入力電圧4.47mVの妨害波を隣接するチャネルに加えた場合において、文字誤り率が1%以下</td> </tr> </tbody> </table>		区別		条件	感度	受信機入力電圧1μVの希望波信号を加えた場合における文字誤り率が1%以下		実効選択度	スプリアス・レスポンス	受信機入力電圧1.4μVの希望波信号を加えた状態の下で、中間周波数から希望波の3倍の周波数まで(希望波の周波数の±37.5kHz以内の周波数を除く。)受信機入力電圧4.47mVの無変調の妨害波を加えた場合において、文字誤り率が1%以下	感度抑圧効果	受信機入力電圧1.4μVの希望波信号を加えた状態の下で、400Hzの正弦波によって周波数偏移が3kHzになるよう変調された受信機入力電圧4.47mVの妨害波を隣接するチャネルに加えた場合において、文字誤り率が1%以下
区別		条件											
感度	受信機入力電圧1μVの希望波信号を加えた場合における文字誤り率が1%以下												
実効選択度	スプリアス・レスポンス	受信機入力電圧1.4μVの希望波信号を加えた状態の下で、中間周波数から希望波の3倍の周波数まで(希望波の周波数の±37.5kHz以内の周波数を除く。)受信機入力電圧4.47mVの無変調の妨害波を加えた場合において、文字誤り率が1%以下											
	感度抑圧効果	受信機入力電圧1.4μVの希望波信号を加えた状態の下で、400Hzの正弦波によって周波数偏移が3kHzになるよう変調された受信機入力電圧4.47mVの妨害波を隣接するチャネルに加えた場合において、文字誤り率が1%以下											

VHF 専用受信機 (VR)

	<p>相互変調特性</p>	<p>受信機入力電圧 $1.4\mu\text{V}$ の希望波信号を加えた状態の下で、希望波より 25kHz 離れた受信機入力電圧 2.5mV の無変調の妨害波と希望波より 50kHz 離れた 400Hz の正弦波により周波数偏移が 3kHz になるよう変調された受信機入力電圧 2.5mV の妨害波とを加えた場合において、文字誤り率が 1%以下</p>

II 試験要領

1. 用語の定義及び試験条件

(1) 用語の定義	
ア 試験動作状態	試験動作状態とは、試験周波数において動作させた状態をいう。
イ 規定の入力	申請者が指定する値をいう。
ウ 規定の出力	定格出力の 1/2 の出力をいう。
エ 受信機入力電圧	受信機 (受験機器) の入力端子における信号源の開放電圧をいう。
オ 試験信号	文字誤り率を測定に用いる試験信号は、以下の一般通報の N 回繰り返しとする。 ただし N は 65 以上とすること。 (ア) フォーマット信号 個別呼び出し (イ) カテゴリー 通常業務 (ウ) 自局識別 XXXXXXXXX (エ) テレコマンド F3E TEL (F3E TP) (オ) 周波数 12346.5/12346.5 (カ) 終了信号 EOS
カ 試験装置	デジタル選択呼出装置と等価な信号を入力又は出力でき、この信号を基準にデジタル選択呼出に関する試験を行う装置をいう。

(2) 試験条件	
ア 通常環境条件	JIS F 0812 「5.2.1 通常試験条件」による。(温度: 15~35℃ 湿度: 20~75% 電源電圧: 公称電圧±3%以内 周波数: 公称周波数±1Hz 以内)
イ 常温常湿	JIS Z 8703 (試験場所の標準状態) による。(常温: 5℃~35℃ 常湿: 45%~85%)
ウ 電源変動限界条件	JIS F 0812 「5.2.2 電源変動限界条件」による。
エ 予熱時間	電源投入後 1 分経過してから電気的特性の試験を開始する。ただし、加熱回路がある場合は、加熱回路の電源投入 30 分以後とする。

2. 機器の構造及び性能

次の項目について取扱説明書並びに目視及び測定により確認する。

- (a) 船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その筐体の見やすい箇所に、当該設備の発する磁界が磁気羅針儀の機能に障害を与えない最小の距離を明示しなければならない。
- (b) 筐体の見やすい場所に当該受信周波数が表示されていること。
- (c) 受信のための同調操作が不要であること。
- (d) 受信機能が正常に動作していることを容易に確認できること。
- (e) 機械的雑音が少ないものであること。
- (f) 過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。
- (g) 露出した金属部分は、接地することができること。
- (h) 電源端子は、接地されていないこと。
- (i) 電圧 55 ボルトを超える電気（高周波の物を除く。）を通ずる導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。
 - (1) 遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。
 - (2) 遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が表示されていること。
- (j) 通常に取り付け位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。

3. 環境試験

- ・ 振動
- ・ 連続動作 (24h 動作)
- ・ 温度
 - 低温 (-15°C)
 - 高温 (+55°C)
- ・ 湿度 (+40°C 93%)

環境試験 振動

1 試験方法 (JIS F 0812 の「8.7 振動試験」による)

(1) 受験機器取り付け治具 (機器の通常の装着状態と等しくするための器具) 等により振動試験機の振動板に固定する。

(2) 振動試験機により、受験機器に対し次のように正弦波垂直振動を加える。

2~5Hz 及び 13.2Hz まで: 振幅±1mm±10% (13.2Hz で最大加速 7m/s²)

13.2~100Hz: 最大加速度最大加速 7m/s² 一定。

周波数の走引レート: 0.5 オクターブ/min

(3) 共振周波数での耐久試験

振幅比で ≥ 5 の場合

各共振周波数にて試験された振動レベルで、2 時間以上の耐久試験を行う。

なお、共振周波数が高調波関係となっているときは、基本共振周波数で試験を行う。

共振比 ≥ 5 の共振点がない場合

共振が認められた周波数の一点で耐久試験を行う。

共振が全く発生しない場合には、耐久試験を 30Hz で行う。

(4) 同様に水平面の互いに直交する 2 方向に対し (2) ~ (3) の手順で振動試験を繰り返す。

(5) 上記 (2) ~ (4) を終了した後、規定の電源電圧を加えて受験機器を動作させ、通常試験条件にて性能試験を行う。

2 判定

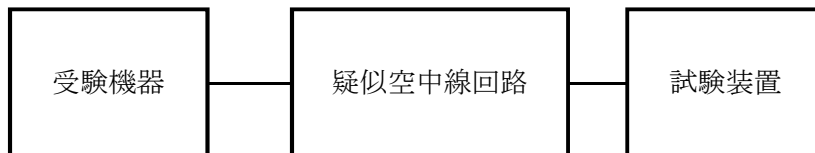
(1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。

(2) 始動してから 1 分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

(注) 携帯型の機器及び付加装置のように固定しないで使用する機器の場合には、振動試験機の振動板に固定した木箱の中に受験機器を固定する。

環境試験 連続動作

1 試験系統図



2 受験機器の動作条件

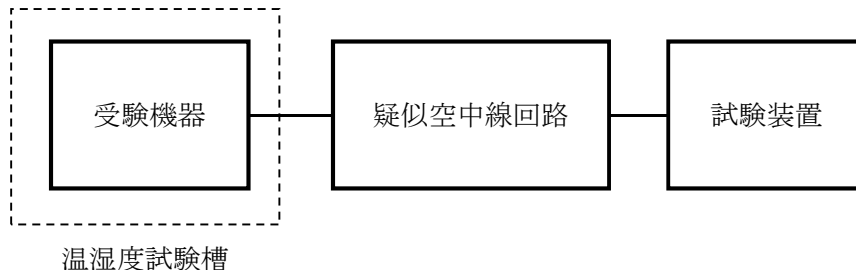
通常の使用状態にて 24 時間動作させる。

3 判定

- (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
- (2) 始動してから 1 分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

環境試験 温度

1 試験系統図



2 温湿度設定条件

(1) 低温 (JIS F 0812 の「8.4 低温試験」による)

- ア 受験機器を非動作状態にして常温常湿の温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を $-15^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ まで下げる。
- イ この状態を 10~16 時間維持する。(この期間の終わりに受験機器の中の温度制御デバイスの電源を入れてもよい)
- ウ イ終了 30 分後又は製造業者が合意した期間の後に、イの温度を維持した状態で受験機器に規定の電源電圧を加え、2 時間以上受験機器を動作させ、この間に性能試験及び測定を行う。
- エ 試験の最後に受験機器を通常環境条件に戻す。

(2) 高温 (JIS F 0812 の「8.2 高温試験」による)

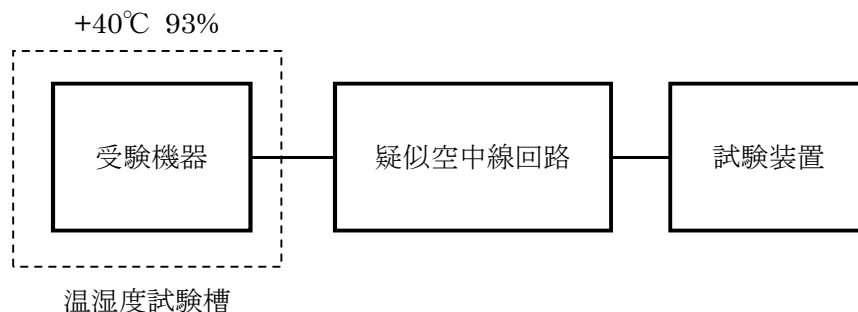
- ア 受験機器を非動作状態にして常温常湿の温湿度試験槽内に設置(恒温槽が備えられている場合は、その電源を入れなければならない)し、温湿度試験槽内の温度を $+55^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ に上昇させる。
- イ この状態を 10~16 時間維持する。
- ウ 10~16 時間放置後、規定の電源電圧を加え、受験機器を動作させる。
- エ ウの温度条件を維持しながら性能試験及び測定を行なう。
- オ 試験の最後に受験機器を通常環境条件に戻す。

3 判定

- (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しな事。
- (2) 始動してから 1 分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

環境試験 湿度

1 試験系統図



2 温湿度設定条件 (JIS F 0812 の「8.3 高温高湿試験」による)

- (1) 受験機器を非動作状態にして温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を $+40^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ に上昇させ、3時間 ± 0.5 時間かけて相対湿度を $93\% \pm 3\%$ に上昇させる。
- (2) この状態で10~16時間維持した後(受験機器に温度調整機能が組み込んである場合にはその電源を入れてもよい)、30分後又は製造業者が合意した期間の後に規定の電源電圧を加え、受験機器を2時間以上動作させる。
- (3) (1)の温湿度条件を保持しながら測定を行なう。
- (4) 試験終了後は温湿度試験槽内に受験機器を残したままで1時間以上かけて温湿度試験槽内温度を室温に戻す。
- (5) 試験終了後受験機器を通常環境条件に戻す。

3 判定

- (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しな事。
- (2) 始動してから1分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

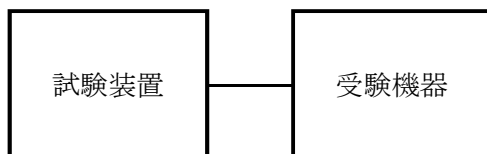
4. 性能試験

- ・ DSC 信号の受信 (常温、常湿のみ)
- ・ 副次的に発する電波等の限度
- ・ 感度
- ・ スプリアス・レスポンス
- ・ 感度抑圧効果
- ・ 相互変調特性

性能試験 DSC 信号の受信 (常温、常湿のみ)

(受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 試験装置より試験信号を 1 回分作成し供試機に感度の基準値より 6dB 高いレベルで入力し、受信の表示について確認する。
- (2) 試験装置により作成された内容と供試機に印字された内容を比較し確認する。
- (3) 試験装置より遭難警報の通報を、供試機 (印字できない状態にしておく。) に (1) と同じレベルで入力し、警報について確認する。
- (4) 上記 (3) の完了後、供試機を印字できる状態に復帰させ、印字された内容を確認する。

3 判定

- (1) 2 の (1) のときの表示及び警報が技術基準を満足するか否かを調べる。
- (2) 2 の (2) の内容が同一であるか否かを調べる。
- (3) 2 の (3) のときの警報が技術基準を満足するか否かを調べる。
- (4) 2 の (4) の内容が技術基準を満足するか否かを調べる。

4 技術基準

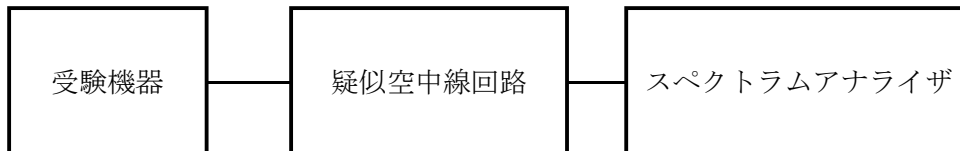
設備規則第 40 条の 8 第 1 項第 1 号

- イ 遭難通信又は緊急通信以外の通信を受信したときは、可聴及び可視の表示を行うものであること。
- ロ 遭難通信又は緊急通信を受信したときは、手動でのみ停止できる特別の可聴及び可視の警報を発すること。
- ハ 受信した遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合、当該内容を 20 以上記憶でき、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。

性能試験 副次的に発する電波等の限度

(受信装置)

1 試験系統図



2 測定器の条件

スペクトラムアナライザを下記のように設定する。

掃引周波数帯幅	9kHz から 4GHz
分解能帯域幅	300kHz 以下 (注記参照)
掃引モード	連続掃引 (自動設定)
表示モード	MAXHOLD

(注記) 2nW (9kHz を超え 1GHz 以下) あるいは 20nW (1GHz を超え 4GHz 以下) が十分判別できるような測定ダイナミックレンジを考慮し、分解能帯域幅、ビデオ帯域幅、掃引周波数幅等を決定すること。

3 試験方法

受信機器を試験動作状態とし、スペクトラムアナライザにより出力スペクトラムの電力を測定する。

4 判定

3 の内容が技術基準に適合すること。

5 技術基準

設備規則第 24 条

法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下でなければならない。

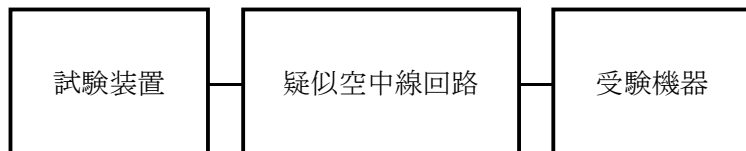
23 無線通信規則付録第 18 号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第 1 項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

9kHz を超え 1GHz 以下	2nW 以下
1GHz を超え 4GHz 以下	20nW 以下

性能試験 感度

(受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 受験機器を試験動作状態におく。
- (2) 試験装置より受信機入力電圧が $1\mu\text{V}$ の試験信号を試験周波数で受験機器に入力する。
- (3) この状態において文字誤り率を測定する。

3 判定

2の(3)の内容が技術基準に適合すること。

4 技術基準

設備規則第40条の8第2項第1号

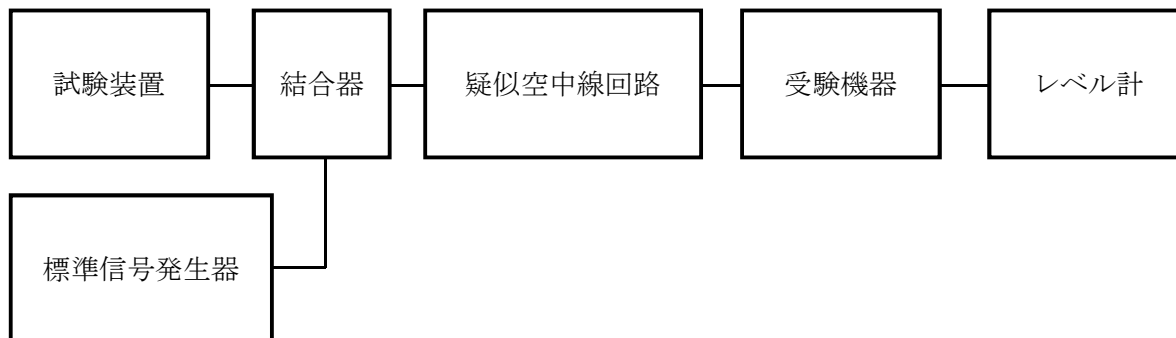
2 F2B電波156.525MHzのみを受信するための受信機は、前項第1号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

感度：受信機入力電圧 $1\mu\text{V}$ の希望波信号を加えた場合における文字誤り率が1%以下

性能試験 スプリアス・レスポンス

(受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 受験機器を試験動作状態におく。
- (2) この状態で、標準信号発生器の無変調出力を加え、受信入力電圧が 4.47mV となるように調整する。
- (3) 次に、標準信号発生器の周波数を少なくとも最も低い中間周波数から試験周波数の 3 倍程度 (試験周波数の $\pm 37.5\text{kHz}$ 以内の周波数を除く。) まで変化させ応答のある周波数を求める。
- (4) 標準信号発生器より (3) で求めた周波数の無変調出力を受信機入力電圧 4.47mV で加えた状態で、試験装置から受験機器に受信機入力電圧 $1.4\mu\text{V}$ の試験信号を加える。
- (5) このときの文字誤り率を測定する。

3 判定

2の(5)の内容が技術基準に適合すること。

4 技術基準

設備規則第 40 条の 8 第 2 項第 1 号

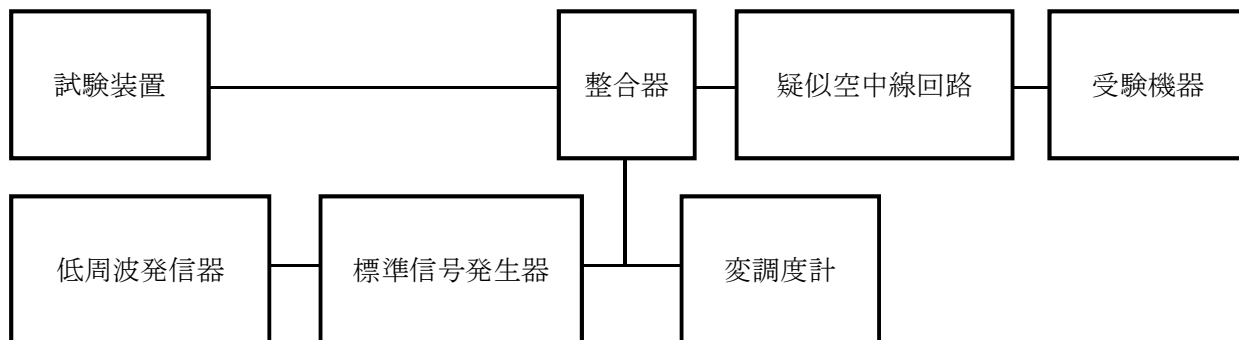
2 F2B 電波 156.525MHz のみを受信するための受信機は、前項第 1 号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

スプリアス・レスポンス：受信機入力電圧 $1.4\mu\text{V}$ の希望波信号を加えた状態の下で、中間周波数から希望波の 3 倍の周波数まで (希望波の周波数の $\pm 37.5\text{kHz}$ 以内の周波数を除く。) 受信機入力電圧 4.47mV の無変調の妨害波を加えた場合において、文字誤り率が 1%以下

性能試験 感度抑圧効果

(受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 受験機器を試験動作状態におく。
- (2) 試験装置より受信機入力電圧が $1.4\mu\text{V}$ のテスト信号を試験周波数で受験機器に入力する。
- (3) 低周波発振器の周波数を 400Hz 、標準信号発生器の周波数を希望波より 25kHz 高い及び低い値にそれぞれ設定し、出力を受信機入力電圧が 4.47mV となるように調整する。
- (4) 標準信号発生器の周波数偏移が 3kHz となるように低周波発振器の出力を調整する。
- (5) この状態で文字誤り率を測定する。

3 判定

2の(5)の内容が技術基準に適合すること。

4 技術基準

設備規則第40条の8第2項第1号

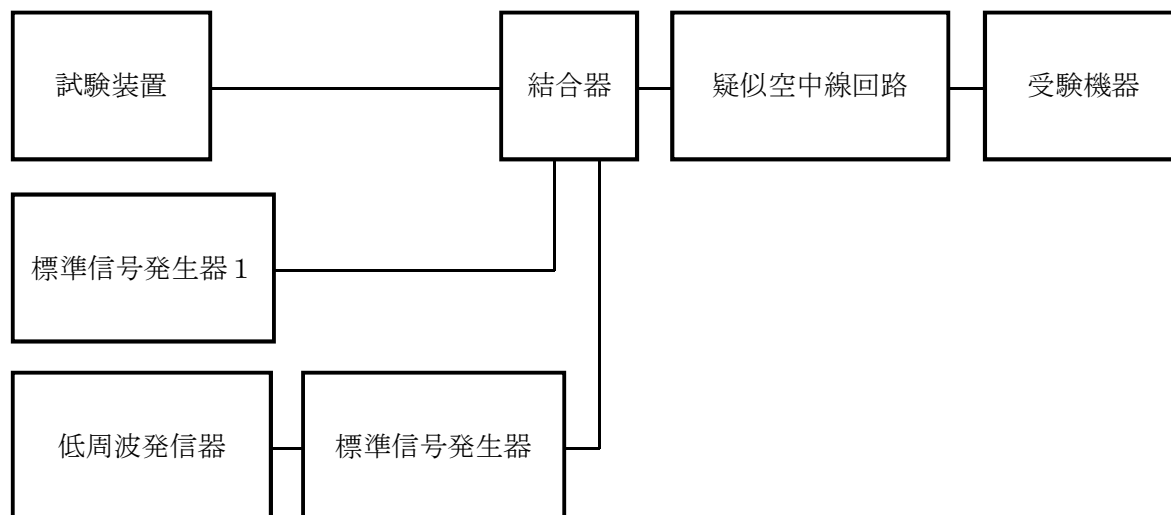
2 F2B電波 156.525MHz のみを受信するための受信機は、前項第1号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

感度抑圧効果：受信機入力電圧 $1.4\mu\text{V}$ の希望波信号を加えた状態の下で、 400Hz の正弦波によって周波数偏移が 3kHz になるよう変調された受信機入力電圧 4.47mV の妨害波を隣接するチャネルに加えた場合において、文字誤り率が1%以下

性能試験 相互変調特性

(受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 受験機器を試験動作状態におく。
- (2) 試験装置より受信機入力電圧が $1.4\mu\text{V}$ のテスト信号を試験周波数で受験機器に入力する。
- (3) 標準信号発生器 1 の周波数を無変調で試験周波数より 25kHz 高い周波数とし、その出力を受信機入力電圧が 2.5mV となるように設定する。(妨害波 1)
- (4) 低周波発振器の周波数を 400Hz とし、標準信号発生器 2 の周波数を試験周波数より 50kHz 高い周波数に設定する。(妨害波 2)
- (5) 妨害波 2 の周波数偏移が 3kHz となるように低周波発振器の出力を調整し、その出力を受信機入力電圧が 2.5mV となるように設定する。
- (6) このときの文字誤り率を測定する。
- (7) (3) 及び (4) の周波数を試験周波数よりそれぞれ 25kHz 及び 50kHz 低い周波数とし、以下 (2) から (6) と同様の測定を行う。

3 判定

2 の (7) の内容が技術基準に適合すること。

4 技術基準

設備規則第 40 条の 8 第 2 項第 1 号

2 F2B 電波 156.525MHz のみを受信するための受信機は、前項第 1 号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

VHF 専用受信機 (VR)

相互変調特性：受信機入力電圧 $1.4\mu\text{V}$ の希望波信号を加えた状態の下で、希望波より 25kHz 離れた受信機入力電圧 2.5mV の無変調の妨害波と希望波より 50kHz 離れた 400Hz の正弦波により周波数偏移が 3kHz になるよう変調された受信機入力電圧 2.5mV の妨害波とを加えた場合において、文字誤り率が 1%以下

Ⅲ 改訂履歴

改訂初版制定 2015/09/28

改訂番号	改訂年月日	改訂内容	改訂章及び頁	承認
1.0	2015/09/28	改訂初版		